



# 栄村議会報

第211号

●発行／栄村議会

●責任者／上倉敏夫

●編集／議会報編集委員会

内容：○宮川村長 所信表明 ○主な可決案件 ○令和6年度予算推移 ○議員発議による意見書1件と他意見書3件を提出 ○一般質問6名 ○議会や議員についてのQ&A



## 宮川村長 所信表明

6月10日から開催された第2回栄村議会定例会での所信表明で宮川村長は、村政の運営に全力で取り組んでいく姿勢を示し、次の「五つの柱」を基本方針として掲げました。

1. 「災害に強い村づくり」
2. 「福祉と健康、介護の充実」
3. 「新しい農村社会の充実」
4. 「観光の推進」
5. 「栄村の教育体制の充実」

「小さな村の中の様々な活動や人を大切にして、そして栄村の子ども達がこの村を誇りに思い、ずっと住み続けたいと思うそんな栄村を目指して参ります」と、決意を述べました。

## 令和6年5月臨時会・6月定例会 主な可決案件

案件名	主な内容
—5月臨時議会— ◆専決処分について【令和5年度栄村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算第3号】	・療養給付費等過年度分返還金 ・補正額：1,047千円
◆専決処分について【栄村税条例の一部を改正する条例の制定について】	・近年の記録的な物価高を背景に、令和6年6月から納税者を対象とした、所得税3万円、住民税1万円の特別控除、定額減税が実施される。 定額減税の対象となるのは、令和6年の所得税と住民税の納税者。
◆専決処分について【栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について】	・国民健康保険税の基礎課税額の後期高齢者支援金分に係る還付限度額を22万円から24万円に引き上げるもの。 ・国民健康保険税の減額について、総所得金額及び山林所得金額の合算額を引き上げるもの。
◆専決処分について【栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について】	・令和6年度から令和8年度における介護保険料の額を定めたことから条例の一部を改正するもの。 ・保険料の所得段階を現行の9段階から13段階に見直し。
◆栄村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い村の条例において所要の改正を行うもの。 ・事業所の運営規定の概要等の重要事項については、事業所内での書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することが義務付けられた。など

案 件 名	主 な 内 容
◆栄村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け、協力医療機関との連絡体制の構築について定めるものなど。
◆栄村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	・医療と介護の連携、高齢者虐待防止の推進、生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくりなど介護される側と介護する側の両方を守るための環境の整備について改正されたもの。
◆令和6年度道路メンテナンス事業横倉沢橋修繕工事請負契約の締結について	・令和3年度に点検を行い修繕が必要と診断され、令和5年度に調査及び詳細設計、令和6年、7年の2ヶ年で修繕工事を行い長寿命化を図るもの。 ・受注者：株式会社 サンタキザワ ・契約金：260,700千円
◆財産の取得について（除雪ドーザ）	・8t級除雪ドーザ2台：老朽化に伴い更新 ・箕作・月岡・横倉の地区内と、小赤沢・屋敷・和山の地区内の除排雪 ・受注者：日本キャタピラー合同会社 長野営業所 ・取得額：33,000千円
—6月定例会— ◆令和6年度 栄村一般会計補正予算（第1号）	・行政システム標準化対応に係るコスト削減を図るため、ガバメントクラウドからプライベートクラウドに変更：10,628千円 ・物価高騰対応重点支援臨時交付金：7,570千円 ・栄村低所得者支援及び定額減税補足給付金：15,017千円 ・伝統文化支援員の設置：1,086千円など ・補正額：43,719千円
◆令和5年度 栄村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	・マイナンバーカードと保険証の一本化に伴う国民健康保険システムの改修 ・補正額：1,116千円
◆村道の路線の認定について（宅地造成区域内）	・箕作上原1号線 起点：堺1284-6番地先から 終点：堺1281-7番地先まで ・箕作上原2号線 起点：堺1740-1番地先から 終点：堺1281-12番地まで
◆財産の所得（議場会議システム）について	・老朽化した議場の放送録音機器の更新 ・相手方：サスナカ通信工業株式会社 長野営業所 ・取得額：14,080千円
◆財産の取得について（350馬力級ゲレンデ整備車）	・老朽化によるスキー場ゲレンデ整備車1台を更新 ・相手方：日本ケーブル株式会社 長野支店 ・取得額：56,386千円
◆栄村議会改革推進特別委員会の設置に関する決議案	・目的：栄村議会議員に幅広く多様な人材が立候補することで将来の議会がより活性化することを目的に、議員報酬及び議員定数等のあり方を中心とした議会改革に関する調査研究を行う。
◆地方自治法の一部を改正する法律案の参議院での慎重審議を強く求める意見書案	・別途18～19ページ記載
—追加議案— ◆栄村副村長の選任について	・藤木 利章（極野） ・任期：令和6年7月1日から令和10年6月30日まで

## ◆令和6年度 栄村予算推移◆

単位：千円

区分	当初予算	6月補正	予算総額	増減額	増減率%	構成比
一般会計	3,410,000	43,719	3,453,719	43,719	101.28	
特別会計						
国民健康保険（事業勘定）	237,526	1,116	238,642	1,116	100.47	26.5%
国民健康保険（施設勘定）	112,685		112,685	0	100.00	12.5%
秋山診療所	3,842		3,842	0	100.00	0.4%
後期高齢者医療	33,242		33,242	0	100.00	3.7%
介護保険	449,683		449,683	0	100.00	49.9%
介護サービス	10,499		10,499	0	100.00	1.2%
ケーブルテレビ	53,183		53,183	0	100.00	5.9%
特別会計合計	900,660		901,776	1,116	100.12	
事業会計						
簡易水道事業	157,219		157,219	0	100.00	
下水道事業	126,975		126,975	0	100.00	
事業会計合計	284,194		284,194	0	100.00	

## 議員発議による意見書1件と他意見書3件を提出

件名	意見書内容	送付先
地方自治法の一部を改正する法律案の参議院での慎重審議を強く求める意見書(議員発議)	<p>栄村議会は本年3月11日付にて「地方自治法の一部を改正する法律案の再考を求めます」とする意見書を衆参両院議長と岸田内閣総理大臣並びに松本総務大臣宛に提出しました。国の地方公共団体に対する指示権の拡大に対して重大なる懸念を抱いたからです。</p> <p>しかし、残念なことに、5月30日、衆議院においては同案が可決され、参議院に送付されました。</p> <p>衆議院の審議においては、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」とはいかなる事態を指すのかを問う質問に対して、松本剛明総務大臣は「個別法では想定されていない事態」と述べるのみで、指示権を行使する具体的な場面をまったく明らかにしていません。これでは、自治体への指示権という国の権力行使を無制限に認めるに等しいと言わざるをえません。</p> <p>新聞報道によれば、本改定案に対しては全国で3県と14市町村の議会が衆参両院に意見書を提出しているとのこと。</p> <p>参議院議長におかれては、まず、参議院議員各位、とりわけ同法案を審査する総務委員会の委員各位に自治体議会からの意見書を配布し、意見書が提起する諸問題に答える充実した審議が行われるようにご手配をお願いします。</p> <p>つぎに、今期通常国会の会期末が6月23日に迫る中、会期末までに採決するために審議が不十分に終わることがないように、慎重審議をお願いします。また、意見書を提出している自治体議会の中から複数の議会の代表者</p>	参議院議長

件名	意見書内容	送付先
	<p>を参議院総務委員会に参考人として呼び、その意見を聴取、参院総務委員会委員との質疑を可能とされるよう、お願いします。</p>	
<p>訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書</p>	<p>介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒りと不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。</p> <p>介護報酬の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。既に23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。</p> <p>厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。</p> <p>訪問介護は特に人手不足が深刻です。ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15.5倍と異常な高水準です。</p> <p>政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを24年度に月約7,500円、25年度に月約6,000円と見込みます。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。</p> <p>以上の趣旨から栄村議会は以下のことについて強く求めます。</p> <p>1. 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うこと</p>	<p>内閣総理大臣 厚生労働大臣 総務大臣</p>
<p>「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書</p>	<p>2025年度から小学校の学級定員は全学年で35人となります。しかし、多様化し複雑化する教育への要請に応えるためには、中学校を含めさらなる学級定員の引き下げが望まれます。</p> <p>長野県では2013年度に小中学校全学年で35人学級が実現しました。また、複式学級の定員についても独自に小中学校とも8人としています。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、学級増による教員増の多くを臨時的任用で対応している状況です。また、小学校の専科教員は国基準で配置され、県基準の学級数と運動していないという課題もあります。</p> <p>学校現場は、膨大な業務量に加え、一人ひとりの子どもに寄り添った対応が求められ、深刻な人手不足の状況です。教員は多忙を極め、教材研究や授業準備を勤務時間内に行うことはきわめて困難になっています。ゆたかな学びを実現するためには、さらなる少人数学級推進と教員の持ち授業</p>	<p>衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣</p>

件名	意見書内容	送付先
	<p>時数軽減のための抜本的な教員定数の改善が不可欠です。</p> <p>義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により教員配置を行っている自治体もありますが、公教育において自治体間の格差が生じることは大きな問題です。国の責任で十分な教員配置のための財源保障をし、全国どこに住んでいても、子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請です。</p> <p>よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2025年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. どの子にもゆきとどいた教育をするため、国の責任で以下の3点を検討し、必要な教育予算を確保すること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) さらなる少人数学級の推進。</li> <li>(2) 複式学級の学級定員の引き下げ。</li> <li>(3) 教員基礎定数算出に用いる「係数」の改善。</li> </ol> </li> <li>2. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。</li> </ol>	
<p>「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書</p>	<p>「へき地教育振興法」は、都道府県の任務として、特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての調査、研究及び資料整備、教員の養成施設設置、市町村への指導、助言又は援助等、教員及び職員の定員の決定への特別の配慮、教員に十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。また、へき地手当の月額は「文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としています。</p> <p>へき地手当の原資は上記の基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では、文部科学省令で定める率に準拠して支給しています。しかしながら、長野県は2006年度より、1級地のへき地手当率を同省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額を行いました。現在では地域手当の一律1.7%分を加えると基準の3分の1程度まで回復していますが、依然として長野県と近隣県の手当支給率には大きな差があります。</p> <p>その結果、本県へき地教育にさまざまなゆがみが生じています。へき地学校等に勤務する教職員は生活物資の購入が困難になり、現在の原油価格高騰などによって経済的負担はさらに増えています。家計支出の多い中堅層がへき地校勤務を躊躇することから、教職員の年齢構成バランスへの影響も深刻です。へき地校を取り巻く生活環境・交通事情等は改善されてきた部分もありますが、都市部の社会的・経済的・文化的諸条件はそれ以上に向上しており、相対的格差は拡大しているのが実情です。</p> <p>近年、本県においても「教員不足」や教員採用試験志願倍率の低下が大きな課題となっていますが、県境近くでは賃金格差から隣県への人材流出がすでに起きています。へき地手当支給率が全国最低水準にあることは、人材確保の面で大きなマイナス要因であり、へき地校を抱える自治体にとどまらず全県的な課題と言えます。へき地手当支給率の改善が行われなければ、本県の教育水準の維持および地方自治体の将来の担い手の育成に大</p>	<p>長野県知事 県議会議長</p>

件名	意見書内容	送付先
	<p>きな影響を与えることにもなりかねません。このような状況の中で、県人事委員会は「職員の給与等に関する報告」において、「現在近隣県と比較して低い水準にあるへき地手当や、へき地手当と同様に低い水準にある特勤手当の支給率について、近隣県との均衡を考慮して検討することが必要」と2年続けて言及しました。</p> <p>教職員の人材確保、児童生徒の教育の機会均等、教育条件整備等の諸観点から、へき地手当支給率を近隣県並みに回復すること必要であると考えます。</p> <p>よって栄村議会は次のことについて要請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 教育の機会均等と中山間地域における教育水準の向上をはかるため、へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率について、都市部との格差（相対的へき地性）がいつそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の水準に戻すこと。</p>	

## 6月定例会

# 一般質問



相澤博文議員

モンキードッグ、ベアー  
ドッグの導入について。

村長 総合的に研究し対応  
できるか考えていき  
たい。

### 鳥獣害対策について

#### 質問

人の命を守り、農地を守るために、その被害防止計画をそ

れぞれの自治体で作成しているにも関わらず被害の増加傾向は否めない。テレビのニュースでは、熊の不規則な行動により人命が奪われるなど悲惨な事案が続いている。猿の被害も深刻であるが、鳥獣害対策として犬猿の仲を利用したモンキードッグの導入が考えられる。適正監査、訓練を受け、保険加入後追い払い業務に就く。ベアードッグは、熊の追い払い、移動経路の特定、スタップの安全確保等、犬種に条件があるが、栄村でも導入を考えられないか。

#### 村長

村の対策では、野生鳥獣の駆除、報奨金、賃金の支給、パ

トロールの実施、電気柵の補助として本年度600万円の予算を計上している。今後において更に犬の導入が村の

現実として馴染むのか、熊、猿に対して、犬の訓練、地域への影響等心配があるので総合的に研究し対応できるか考えていきたい。

#### 農政課長

モンキードッグについては、地域の理解と協力があれば効果は期待できるので検討したい。ベアードッグについては、犬の高い資質が求められるので現実的には難しい。

### 五宝木から極野間の道路 について

#### 質問

国道405号では、前倉地区の橋梁が9トン制限を受けている。う回路もない。能登半島地震の際の孤立という問題を考えると五宝木から極野間の改良が肝心と考えるが村の対応について伺う。

#### 村長

13年前の長野県北部地震、今年元旦に起きた北陸地方の地震を受けて幹線道路は極めて重要と痛感している。新潟県・長野県が協力して405号の改良整備を進めるとともに、鳥甲線にも力を入れなければならない。昭和58年に五宝木集落までトンネル道路ができた。残りの改良が終わっていない区間について進めていかなければならない。県土木部長、そして県知事に理解を求めていく。一生懸命取り組んでいくので地域の皆さんから応援をお願いしたい。



保坂眞一議員

### 米農家支援事業の今後の取り組みは。

**村長** 米作り支援が継続してこの地を守ることにつながる。

### 水稻作付け支援について

**質問** 本村の基幹産業である農業は、従事者の高齢化、後継者不足、資材高騰など厳しい状況にあり、新規就農者及び後継者確保が大きな課題である。

物価高騰による節約志向を反映し、米は、値ごろな食材として注目され、販売は好調で消費者離れから変化が生じている。長期的な視点に立つて持続可能な米作りを進める必要があり、米農家支援事業についての今後の取り組みについて伺う。

**村長** 米農家支援事業は、水稻作付け意欲向上の一助になっていると感じている。この支援事業は、この地を守っていくことに繋がるよう継続して取り組んで行く。

### ライスセンターの対応について

**質問** 栄村ライスセンターは、平成26年に農業振興と効率的かつ安定的な農業振興及び農業経営の確立を図るため設置されたものであり、指定管理者制度により、令和8年まで、ながの農協が管理運営することになっているが、今後の継続対応について伺う。

### 村長

米農家の安定した農業経営のために、必要不可欠な施設として認識している。出来る限り早期に村内の皆さんで管理運営できる体制を整えるよう努めて行きたい。

### 生ごみの減量化について

### 質問

家庭系生ごみは、多くの自治体が可燃ごみとして収集し燃やしている。津南地域衛生施設組合においても同様であるが、栄村は、ゼロカーボンシティーに取り組むことを宣言しており、コンポストや生ごみ処理機の補助制度の検討と生ごみ減量化の啓蒙活動を進めるべきではないか。

### 民生課長

栄村では、過去にコンポストの助成制度を設けていたが、鳥獣被害等により現在は無い。生ごみの量を減らすことがごみ全体の排出量削減に効果的と思われることから、啓蒙活動と併せて助成制度導入の必要性を感じ、栄村ならではの取り組みを検討したい。



魚田清美議員

### 高齢化にも対応した選挙の頻度等選挙管理委員会でも検討している。

**総務課長** 移動期日前投票所、送迎の頻度等選挙管理委員会でも検討している。

### 高齢化にも対応した選挙について

### 質問

高齢者の多い栄村において、4年の年月は更なる人口減少や高齢者の生活環境及び心身の変化が大きくなると予測される。そのような状況は、高齢者や障害を持つ方々の投票の機会が奪われることにも繋がりがかねない。また、人口減少に伴う投票所の削減や投票時間の短縮が、今後も増えていく可能性がある。山間地や過疎地域を抱える市町村の選挙管理委員会では、小型バスを用いて地域を回る「移動期日前投票所」を設けている。バスに記入台や投票箱、立会人席を設けて地域を回るものである。移動投票所の利点は、選挙に参加するためのアクセシビリティの向上、移動が困難な人へのサービス、選挙参加の意欲向上などが挙げられる。設置の準備には、周知活動や運

行計画など新たな取り組みが必要となるが、人生100年時代に入り、高齢者や障害者の投票の環境を整える観点から導入についてどのようにお考えか。

### 総務課長

今回は、選挙管理委員会 会書記長として、私が委員長に代わって答弁いたします。

栄村選管では、移動期日前投票所について検討は行っている。実施に至るまでにはクリアしなければならぬ課題があるため、簡単には結論は出せないが検討は続けている。選挙管理委員会の中では、送迎の頻度を増やすこととどちらが有効なのか、できるだけ投票率の低下にならないように意見を出し合っているところである。

### 質問

選挙には、一定の無効票が出る。投票方法には、自書式と記号式があり、記号式は、候補者の名前が印字されていて支持する候補者の名前の空欄に○(マル)をするものである。導入すれば無効票も減り高齢者や障害を持つ方々も投票しやすく、開票時のトラブルも減る。今後の選挙の在り方として、記述の方法についての考えはあるか。

### 総務課長

飯山市が実施していると聞いていますので、情報を聞いて委員会の方でも話し合いを進めていきたい。



保坂良徳議員

### 村道は村の管理、13年前の震災時の検証はされているのか。

**長** 地域の皆さんと相談しながら計画的に災害に対応でき、維持管理をしていくようなことが必要。

### 災害に強い村づくりについて

**質問** 3月の施政方針や今議会での所信表明の中で、「集落の孤立を防ぐことを目的に基幹道路の整備を進める」と述べられた。

長年にわたって住民が要望していた路線であり、力を注いでいただきたいが、孤立は、集落間や集落内でも起こっている。

13年前の震災時の検証はされているのか。村道は村の管理であり同じことを繰り返さないための今後の対応は。

### 村長

13年前の震災や能登半島地震から集落の孤立を防ぐためには、まず幹線道路をしっかり整備していく。費用が莫大であり国県に取り組みの要望を強めていくこと、村内、村外からの行き来ができるようにして

いく、その上で集落内の状況をしっかりと見直すことが必要で、地区内道路、今の除雪体制から少し手を入れることで効率が高まるなど地域の皆さんと相談しながら計画的に災害に対応でき、維持管理をしていくようなことが必要。

### 活力ある村づくりについて

### 質問

村長就任あいさつで、「営農集団が地域の暮らしを支える新しい農村社会の実現」と発言し、所信表明では、この新しい農村社会の実現に触れ、「栄村の暮らしと地域産業を支える体制はどのようなものがあるべきか。農村社会が必要とする地域共存組織の具現化を目指していく」と述べられた。村長の考える新しい農村社会とは。

### 村長

各集落の営農集団が中心となつて、年間を通じて地域の暮らしを支えていく地域共存組織として更に発展してほしいという願いであり、思い、こうした組織で自分たちの集落が将来にわたってどうありたいかを考え、更に近隣の集落や村外からの関係人口の協力が得られるような体制づくりも必要。地域づくりの意欲を持ち、将来への取り組みを行う中で、村はどうか、地域と村と一緒に具現化に向けて考えていきたい。



山上宏晃議員

### 雪害対策事業の時代に合わせた見直しをすべき。

**長** 見直しを検討していくことは必要だが、自分たちの地域を自分たちで守っていくという魂は守っていく。

### 雪害対策救助員派遣事業と道踏み支援事業について

### 質問

この二つの事業、栄村の優れた制度として長く評価されてきたが、時代にそぐわない部分が出てきているのではないか。

一つ目に救助対象、支援対象とされる世帯の認定基準の不公平さ。二つ目に救助員、支援員の担い手不足がある。

この事業について、村ではどういった認識を持ち、改善についてどういった検討をしているか。救助員、支援員を、法人あるいはグループなど複数の人が担当する仕組みを導入してはどうか。

### 村長

雪害対策救助員制度は昭和52年から始まっている。人口減少、高齢

化、村民の就労状況の変化等々、当初とは状況が変容していることは確か。しかし、この制度の根底にある、自分たちの地域を自分たちで守っていくという魂は、大事に守って行かなければと思っている。

### 民生課長

早急に対応しなければならぬものとして、道踏み支援員の確保がある。支援できる方に負担をかけている現状がある。行政だけで考えるのではなく、集落住民とともに考え、集落全体で認定世帯と支援員を見守り、支える体制作りが必要だと考えている。

この制度は、冬期間における住民の安全と生活環境の維持向上を図ることが目的だが、この制度を通して村全体が発展することも視野に入れなければと思っている。

現在、住宅除雪を請け負う業者が村内に7社有ることや、地域づくり組織を結成する地区が複数あることを踏まえ、双方の目的が合致し、継続的に目的の達成が出来る最善の策であれば、団体や法人と連携することも視野に入れて検討を進めていきたい。

救助員には、小雪で待機となった場合、報酬日額の6割を支給している。団体が請け負う場合は、様々な角度から検討研究していきたい。



松尾 眞議員

# 「栄村、消滅の可能性」とする人口戦略会議の報告への考えは？

## 長 年少人口の割合を2%上げたい。

### 松尾

人口戦略会議が「消滅の可能性がある自治体744」と発表したが、これに対する村長の考えを尋ねる。また、栄村の人口の現状をどう評価し、人口対策に今後どういう基本方針で臨むか。

### 村長

「今、そんなことを公表してどうなるものか」というのが私の思い。

栄村の人口は4月1日1570人、年少人口97人、6.2%。生産人口（15歳から64歳）605人、占有率38.5%。高齢人口（65歳以上）868人、55.3%。

子供が5人以上いる集落は8集落、10人以上いる集落が4集落、1人もいない集落が14。栄村全体の状況、また水内、西部、東部、秋山の状況、さらに各集落の状況等に目を凝らすことが大事。

そうした中で村外からの移住者の皆さんの比重が年々大きくなってきている。移住対策はやはり栄村の人口に対する大きなポイントだ。年少人口、子供たちが2%ぐらい上がると約30人増えて126人、ここが非常に大事。

栄村の穏やかな暮らしというものはかけがえのないもの。これからの社会が求める様々な要件がこの村には凝縮されていると私は思っている。この村を愛して誇りを持って生きていくことが、栄村の人口の減少にブレーキをかけることに繋がってくると考える。

### 松尾

生産年齢人口と高齢人口との比率というのも非常に大事。今年4月現在の数字を見ると、生産年齢人口が38.5%であるのに対して、高齢者人口が55.3%だと、これやっぱり率としていささか危ない。これがほぼ同じような割合になるということを目指す必要がある。

第6次総合振興計画の後期5ヶ年計画、毎年3組の移住者があつて、うち2組は子育て世代だということを進めていくと2045年に生産年齢人口と高齢者人口の比率が近づく。ここに注目していくことが一つ大事だと考える。0歳から14歳の若年人口が総数としていくらかということと同時に、地区別、集落別に見ていくという視点も非

常に大事だ。総務課長から「人口の推移データをもっと積極的に広報に載せる取り組みを進めていきたい」という話があつたが、非常に大事なことです。移住者、関係人口、人口対策に関する連絡会議、情報交換や議論する場を今後どのようにやっていくか。

### 村長

いつも「広報」の最後のところで今月の異動が出ていますが、あれとは別に、時々状況について全体の状況をしっかりと出すということが必要だと考える。

### 総務課長

若い職員たちが情報交換や議論をもっと活動しやすいような環境をつくっていく。

2025年3月末で閉店すると発表された井上本店=24日午後1時44分、松本市深志2

## 人口戦略会議 744自治体公表

### 「消滅可能性」県内26市町村

#### 社会減や自然減対策求める

民間組織「人口戦略会議」が府県別では96%まで割合は京都府内で24日開いたシンポジウムで、将来的に「消滅の可能性」があるとして公表した。2020～50年の30年間で、子どもを産む中心世代の20～30代女性が半数以下になる状況を目指す。人口戦略会議の推計が根拠。全市区、郡道、市道の40%超に当たる。

社会減対策が極めて必要(5町村)	自然減対策が必要で、社会減対策は極めて必要(20市町村)	自然減対策と社会減対策が極めて必要(1村)
阿智村、南木曾町、小谷村、木島平村、栄村	大町市、飯山市、小海町、佐久穂町、立科町、長和町、阿南町、平谷村、天龍村、上松町、大桑村、木曾町、生坂村、筑北村、坂城町、高山村、山ノ内町、信濃町、小川村、飯綱町	王滝村

26市町村は、2025年3月末で閉店すると発表された井上本店=24日午後1時44分、松本市深志2

「消滅可能性」の公表で消滅可能性のある自治体は、下伊那郡阿南町、平谷村、木曾郡大桑村、上高井郡高山村、上木内郡小川村が新たに指摘され、13町村が外れた。

26市町村のうち5町村は、転出者が転入者を上回る「社会減」対策を必要とする。社会減対策を組み合わせ、1,2,3,9市町村を大きく4組した。内訳は消滅可能性4,4の死亡数を下回る「自然減対策」も必要とされた。1村は多い「自然減可能性」で、自然減と社会減の対策が極めて必要とされた。市町村以外では、「自立型自治体」25、いずれにも該当しない「その他」8,0,5。女性比率が半数以下になる自治体は、23年12月に国立社会保障・人口問題研究所社入研が発表した地域別将来推計人口に基づき、14年に採用した独自のデータ処理は、社入研の推計方法が変化し、として見送った。

人口戦略会議が24日発表した報告書で、県内77市町村のうち「消滅の可能性がある」とされた自治体は34%に当たるとされた。

これは地域の主体的な選択でなければならぬ。長野県でもバスやタクシーの運営が足りず、水道設備の老朽化が進む。人口減少の影響が顕在化する。消滅可能性を懸念する自治体は、手を止

「消滅可能性」の公表で消滅可能性のある自治体は、下伊那郡阿南町、平谷村、木曾郡大桑村、上高井郡高山村、上木内郡小川村が新たに指摘され、13町村が外れた。

26市町村のうち5町村は、転出者が転入者を上回る「社会減」対策を必要とする。社会減対策を組み合わせ、1,2,3,9市町村を大きく4組した。内訳は消滅可能性4,4の死亡数を下回る「自然減対策」も必要とされた。1村は多い「自然減可能性」で、自然減と社会減の対策が極めて必要とされた。市町村以外では、

「自立型自治体」25、いずれにも該当しない「その他」8,0,5。女性比率が半数以下になる自治体は、23年12月に国立社会保障・人口問題研究所社入研が発表した地域別将来推計人口に基づき、14年に採用した独自のデータ処理は、社入研の推計方法が変化し、として見送った。

人口戦略会議が24日発表した報告書で、県内77市町村のうち「消滅の可能性がある」とされた自治体は34%に当たるとされた。

これは地域の主体的な選択でなければならぬ。長野県でもバスやタクシーの運営が足りず、水道設備の老朽化が進む。人口減少の影響が顕在化する。消滅可能性を懸念する自治体は、手を止

## 地域は将来像を主体的に

有識者による日本創成会議が市町村に府に委ねた「戦略」が功を奏しないのは当然である。

# 議会や議員についてのQ&A

前号から掲載をはじめたQ&Aコーナーですが、今号は「定例会に関すること」についてお答えしたいと思います。

## Q1. 定例会について教えて？

- A. 定例会とは定期的に開かれる議会のことで年4回開催されます。開催月と主な内容は以下のとおりです。
- ・ 3月 ①議案審議 ②一般質問 ③予算特別委員会 ④議案採決
  - ・ 6月 ①議案審議 ②一般質問 ③議案採決
  - ・ 9月 ①議案審議 ②一般質問 ③決算特別委員会 ④議案採決
  - ・ 12月 ①議案審議 ②一般質問 ③議案採決



## Q2. ①の議案審議とは？

- A. 議会の本会議において、議決を要すべき案件について説明を受け、質疑（議案などについて、討論、表決の前に疑問を正すこと）し、討論をして表決（議員が賛成または反対の意思表示をすること）する一連の過程のことをいいます。

## Q3. ②の一般質問とは？

- A. 定例会において、議員が村の施策の状況や方針などについて、報告、説明を求めたり質問することを言います。
- 一般質問は、充実した能率的な議会運営を行うため、原則としてあらかじめ通告しておくことになっています。
- ※一般質問には一問一答と一括質問・一括答弁という形があります。
- ・ 一問一答とは、一問ごとに質問者（議員）が質問し、それに対して、答える側（村長・副村長・教育長や各課長）が答えたり、逆質問（反問権）をします。また、その逆質問を受けて議員が見解を述べる場面も出てきます。時間制限があります。
  - ・ 一括質問・一括答弁とは、すべての質問を一気に読み上げ、村長や副村長・教育長や各課長からまとめて答弁してもらいます。質問回数は3回までです。
- ※栄村は、現在一括質問・一括答弁の形をとっていますが、今後一問一答方式も取り入れていきます。

## Q4. ③の予算特別委員会、決算特別委員会ってどんなことをするの？

- A. 議員全員で構成される委員会です。
- ・ 予算特別委員会は、年間の村の予算を決める協議の場です。
  - ・ 決算特別委員会は、前年の村の予算について、適切に執行されているか協議する場です。

## Q5. ④の議案採決とは？

- A. 議員が、議案などに対して賛成・反対の意思表示をすることを「表決」といい、議長が表決をとることを「採決」といいます。